

令和7年の和歌山県内の労働災害の動向

グラフでみる

和歌山県の労働災害

令和8年度版



和歌山労働局

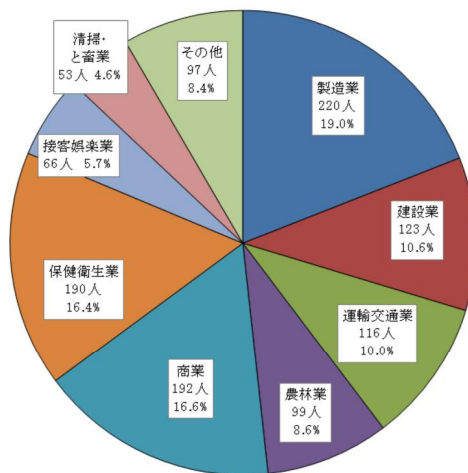


図7 業種別休業4日以上の死傷災害

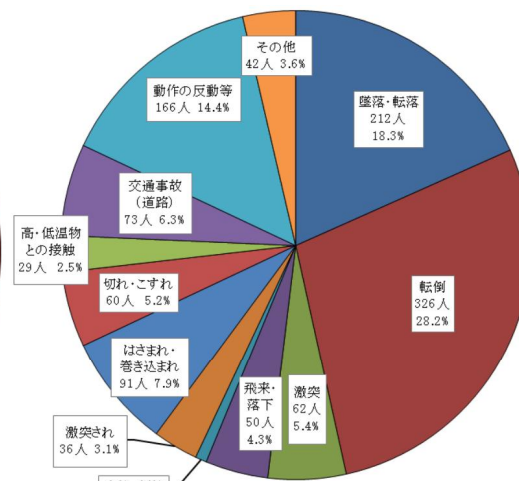


図8 事故の型別休業4日以上の死傷災害

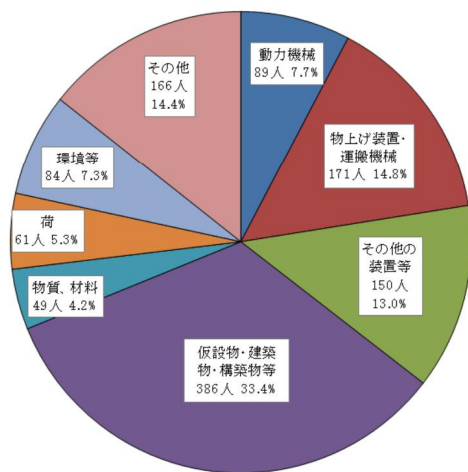


図9 起因物別休業4日以上の死傷災害

•全体に占める建設業の死傷災害
123人(10.6%)

主要産業中で4番目に多い

•事故の型別

1位 転倒 326人(28.2%)

2位 墜落・転落 212人(18.3%)

3位 動作の反動等 166人(14.4%)

•起因物別

1位 仮設物・建築物等 386人(33.4%)

2位 運搬機械等 171人(14.8%)

3位 その他の装置等 150人(13.0%)

(2) 建設業

事故の型別にみると、「墜落・転落」が最も多く、建設業全体の35.0%を占めた(図12)。起因物別では、「仮設物・建築物・構築物等」が最も多く、次いで「その他の装置等」、「物上げ装置・運搬機械」による災害が多く発生した(図13)。

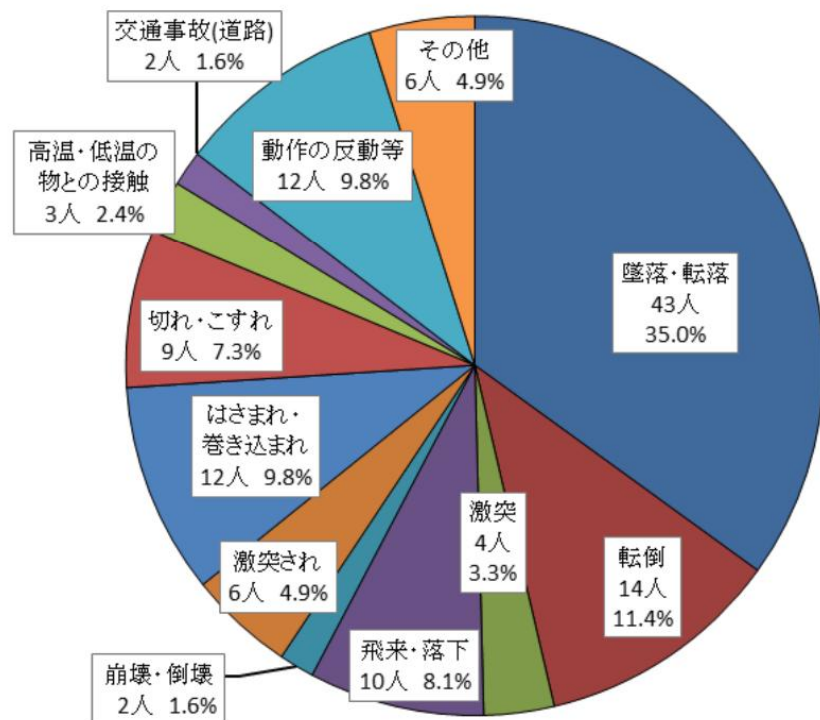


図12 事故の型別休業4日以上死傷災害(建設業)

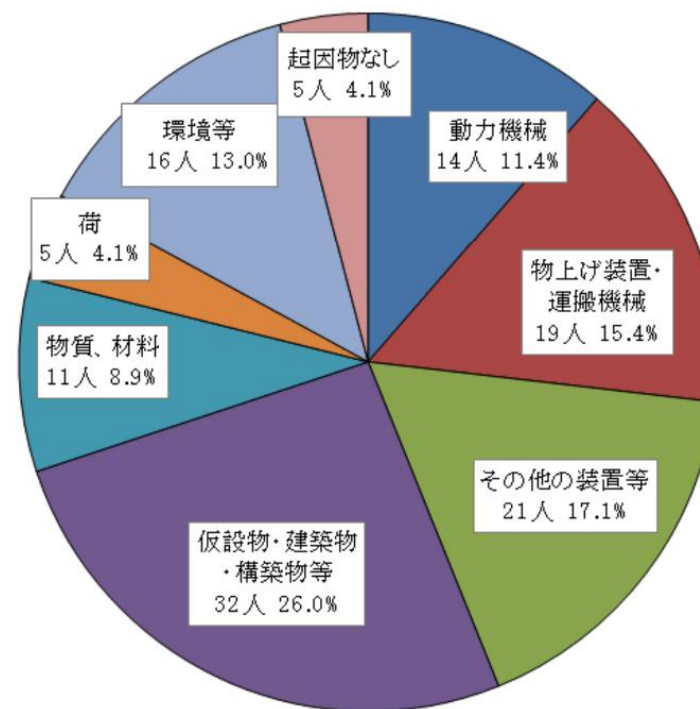


図13 起因物別休業4日以上死傷災害(建設業)

令和 8 年 死 亡 災 害 発 生 状 況（令和8年8月末日速報）

和 歌 山 労 働 局

死亡累計	署	発生月	事業の種類	事故の型	起因物	年齢層	職種	経験区分	災 害 発 生 状 況
1	田辺	4 月	土木工事業	転倒	掘削用機械	50歳台	土木 従事者	30年以上 40年未満	ドラグ・ショベルを操縦して斜面を整地しながら下っていたところ、ドラグ・ショベルがバランスを崩し横転、ドラグ・ショベルと伐採時に高めに残っていた竹との間に挟まれたもの。
2	和歌山	8 月	その他の 事業	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	70歳台	外勤事務 従事者	1年以上 3年未満	屋外での勤務を終え、事業場の事務所に戻るため、原動機付自転車で道路を走行していたところ、原動機付自転車がセンターラインを越え反対車線にはみ出し、対向車に激突したものの。

令和 7 年 死 亡 災 害 発 生 状 況（確定）

和 歌 山 労 働 局

死亡累計	署	発生月	事業の種類	事故の型	起因物	年齢層	職種	経験区分	災 害 発 生 状 況
1	和歌山	4 月	土木工事業	激突され	ドラグ・ショベル	50歳代	作業者	10年以上 15年未満	設備撤去工事中、ドラグ・ショベルの旋回レバーに服が引っ掛かっている状態である事に気付かず、バケットを動かそうと安全レバーを操作したため、ドラグ・ショベルが急に旋回し、当該バケットが被災者に激突したものの。
2	御坊	4 月	製造業	飛来・落下	荷	50歳代	作業者	1 年以上 2 年未満	フォークリフトで約2トンの銅線の塊を持ち上げ切断していたところ、銅線が落下し、被災者がその下敷きになったもの。
3	和歌山	5 月	鉱業	はさまれ・ 巻き込まれ	コンベア	50歳代	作業者	30年以上 40年未満	碎石搬送ベルトコンベアが停止したので、不具合の確認のためベルトコンベアの上ののって確認作業中、突然ベルトコンベアが逆方向に動き出し、巻き込まれたもの
4	和歌山	11月	建築工事業	激突され	解体用機械	50歳代	作業者	6 か月以上 1 年未満	木造建物の解体作業を終えた後、道板を使用せず車両系解体機械をダンプトラックの荷台に積み込んでいたところ、バランスを崩した当該車両系解体機械が、近くにいた被災者の方に倒れ、下敷きとなったもの。

労働安全衛生法の改正内容

- 1 高齢者の労働災害防止の推進
- 2 職場のメンタルヘルス対策の推進
- 3 個人事業者に対する安全衛生対策の推進

施行スケジュール（予定）

改正項目		5月14日法律 公布・一部施行	2025年 (R7) 年度 4月	2026 (R8) 年度 4月	2027 (R9) 年度 4月	2028 (R10) 年度 4月	...	2030 (R12) 年度 4月
1. 個人事業者等 に対する安全衛生 対策の推進	注文者等が 講ずべき措置			令和8年 4月施行				
	個人事業者等自身が 講ずべき措置				令和9年4月施行			
	業務上災害の 報告制度				令和9年1月施行			
	業種を問わない混在 作業での措置				令和9年4月施行			
2. 職場のメンタル ヘルス対策の推 進	ストレスチェックの 実施事業場拡大						令和10年4月1日施行	
3. 化学物質によ る健康障害防止対 策等の推進	SDS強化							
	代替化学名通知			令和8年 4月施行				
	個人ばく露測定				令和8年 10月施行			
4. 機械等による 労働災害の防止の 促進等	設計審査及び製造時 等検査の一部の民間 移管			令和8年 4月施行				
	登録機関・検査業者 の不正対処・欠格要 件強化			令和8年 1月施行				
5. 高齢者の労働 災害防止の推進	高齢者の 労働災害防止対策			令和8年 4月施行				
6. 治療と仕事の 両立支援の推進	職場における治療と 仕事の両立支援	6月11日 法律公布						

高齢者の労働災害防止のための指針 概要

第1 趣旨

労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもの。

第2 事業者が講ずべき措置

以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。

1 安全衛生管理体制の確立等

- **経営トップによる方針表明及び体制整備**
 - ・ 経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
 - ・ 高齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- **高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施**
 - ・ 高齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

2 職場環境の改善

- **身体機能の低下を補う設備・装置の導入**
 - ・ 高齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- **高齢者の特性を考慮した作業管理**
 - ・ 筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

3 高齢者の健康や体力の状況の把握

- **健康状況の把握**
 - ・ 労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施すること。
- **体力の状況の把握**
 - ・ 高齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。
- **健康や体力の状況に関する情報の取扱い**
 - ・ 「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

第3 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。

第4 国、関係団体等による支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。

4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- **個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置**
 - ・ 健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。
- **高齢者の状況に応じた業務の提供**
 - ・ 高齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
 - ・ 高齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。
 - ・ 高齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。
- **心身両面にわたる健康保持増進措置**
 - ・ 集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。
 - ・ 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルズ指針）」等に基づく取組に努めること。

5 安全衛生教育

- **高齢者に対する教育**
 - ・ 法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。
- **管理監督者等に対する教育**
 - ・ 管理監督者等に対し、高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

高年齢労働者の労働災害は転倒、墜落・転落が多い

10 高年齢労働者の労働災害

県内の令和7年の休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の被災者数は417人で、労働災害全体に占める割合は36.1%であった（図31）。

また、60歳以上の被災者数を業種別にみると、商業が最も多く、これに保健衛生業、製造業が続いており、商業、保健衛生業では、業種全体に占める割合が4割を占めた（図32）。

事故の型別では、建設業を除く主要業種で、転倒が業種全体の3割以上を占めており、中でも接客娯楽業で業種全体の8割以上、保健衛生業で5割以上であった（図33～39）。

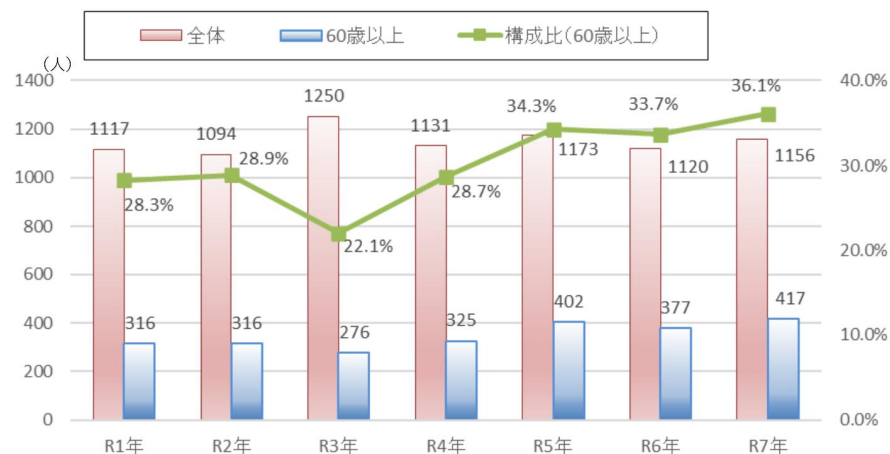


図31 休業4日以上之死傷災害発生状況の推移（県内）

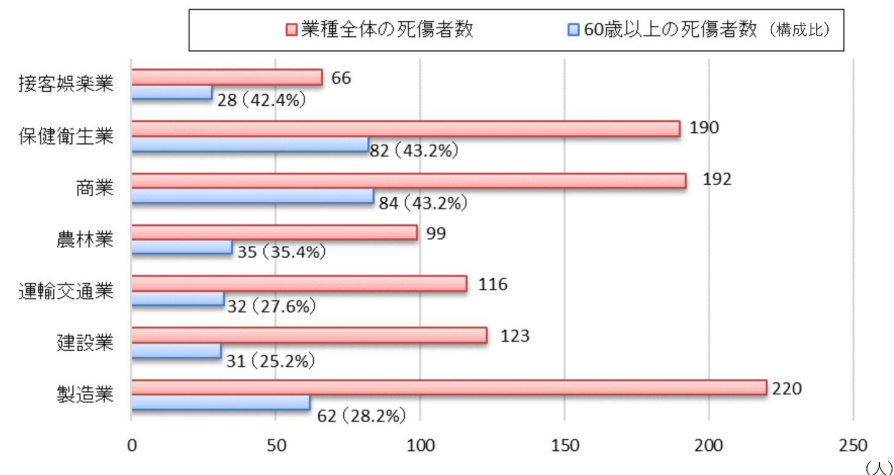


図32 主要業種よる休業4日以上の死傷災害発生状況の推移（県内）



高年齢者(建設業)の災害発生状況及び 転倒災害の詳細

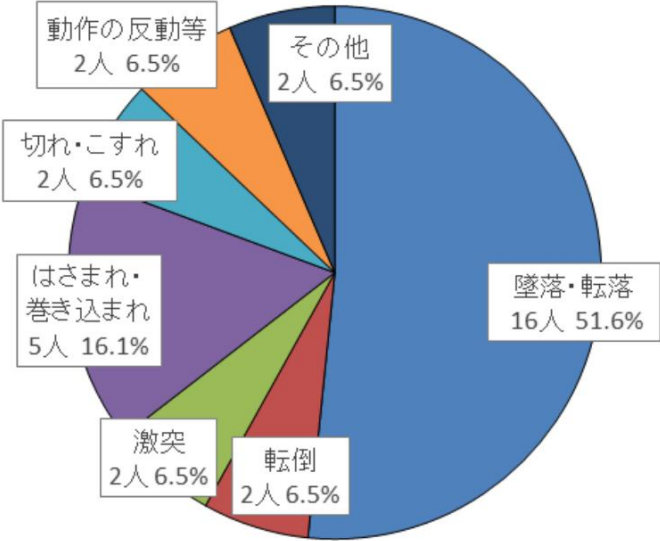
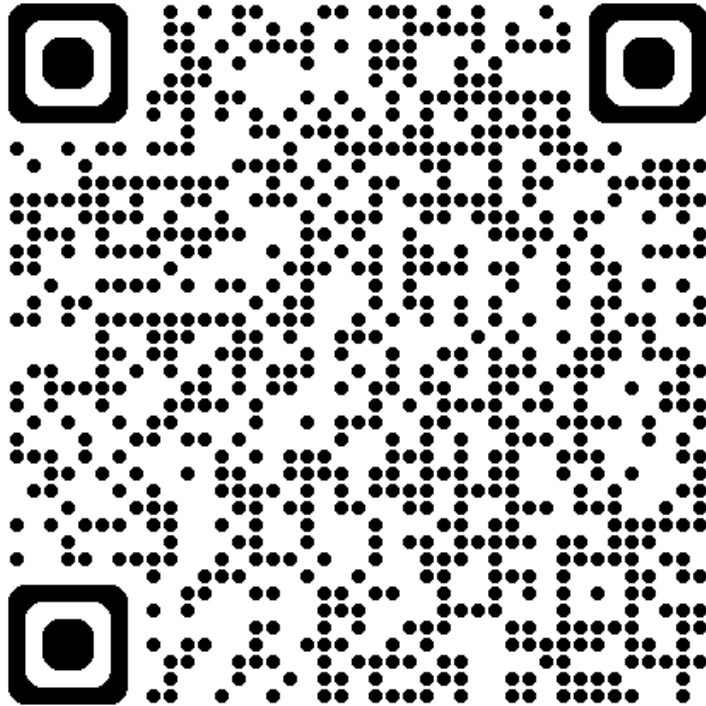


図34 事故の型別労働災害発生状況
(令和7年・建設業・60歳以上)

表1 転倒災害の詳細・（令和7年・60歳以上）

	滑り	つまずき	踏み外し	もつれ等	その他	計
製造業	3	9	1	4	6	23
建設業	2					2
運輸交通業	2	6			2	10
農林業	7	4				11
商業	11	13	1	6	6	37
保健衛生業	13	17		5	7	42
接客娯楽業	7	8	2	5	1	23
計	45	57	4	20	22	148

(単位：人)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

Google カスタム検索

検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

ホーム

>

政策について

>

分野別の政策一覧

>

雇用・労働

>

労働基準

>

安全・衛生

>

高齢労働者の安全衛生対策について

高齢労働者の安全衛生対策について

労働災害による休業4日以上の死傷者数のうち、60歳以上の労働者が占める割合は、近年増加傾向にあります。高齢者の就労が一層進むと予測される中、高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現が求められています。

高齢者の労働災害防止のための指針

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）第2条による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の2第2項の規定に基づき、高齢者の労働災害防止のために必要な事項を定めた指針を公表します。令和8年4月1日より適用されます。

[「高齢者の労働災害防止のための指針」に関する公示（令和8年2月10日）](#)

[「高齢者の労働災害防止のための指針」](#) [335KB]

【関係通知】

- [「高齢者の労働災害防止のための指針」について（令和8年2月10日付け基発0210第1号）](#) [2.1MB]
- [「高齢者の労働災害防止のための指針」について（令和8年2月25日付け基安発0225第2号）](#) [92KB]

（別添1）は、上記「高齢者の労働災害防止のための指針」について（令和8年2月10日付け基発0210第1号）になります。

[（別添2）全身持久力評価方法（独立行政法人労働者健康安全保障機構労働安全衛生総合研究所）](#) [374KB]

【関係資料】

- [「リーフレット」高齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）を策定しました](#) [619KB]

政策について

分野別の政策一覧

健康・医療

福祉・介護

雇用・労働

雇用

人材開発

労働基準

雇用環境・均等

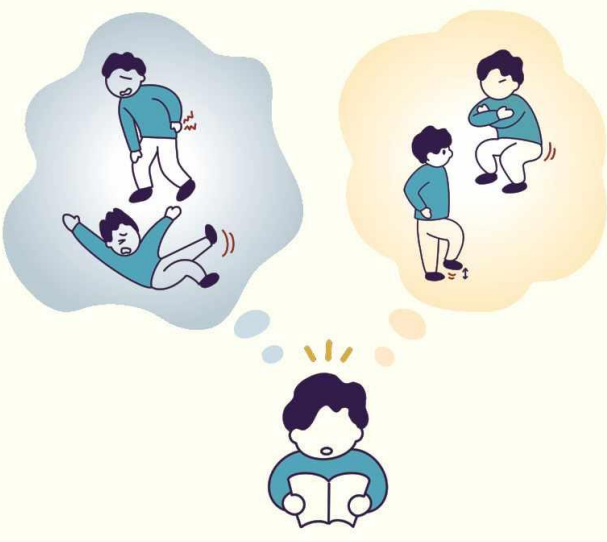
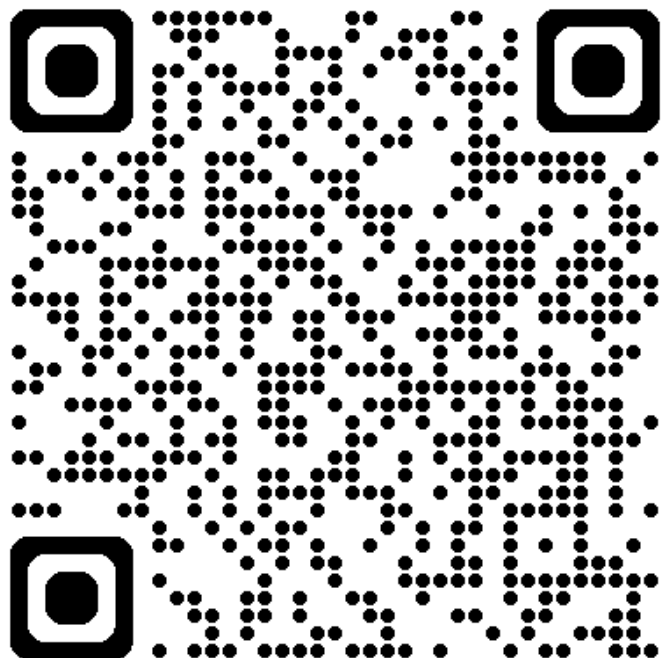
非正規雇用（有期・パート・派遣労働）

労使関係

労働政策全般

相談窓口等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



The illustration shows a person with dark hair, wearing a blue shirt, sitting and reading a white book. Above their head are two thought bubbles. The left bubble is blue and depicts a person in a blue shirt falling backwards onto the ground. The right bubble is yellow and depicts a person in a blue shirt sitting on the ground, holding their lower back in pain, while another person in a blue shirt stands nearby. Below the bubbles are three small circles (two blue, one yellow) leading to the reader's head.

今、増えている転倒・腰痛
社内で実施可能な
行動災害防止に向けた取り組み

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000102664_00009.html

STEP 2 ヒヤリハットの把握・アンケートの実施

大事故には至らなかったものの、ヒヤツとした事例（ヒヤリハット）を収集し、傾向を把握しましょう。
また、ヒヤリハットの収集は定期的に行っているものの、形骸化している事業所では、従業員に向けたアンケートをとるのもよいでしょう。
ヒヤリハットの収集に決まった方法はありませんが、転倒と腰痛について、神奈川産業保健総合支援センターでは、以下のように調査をしています。

◆ 転倒のヒヤリハットの状況について

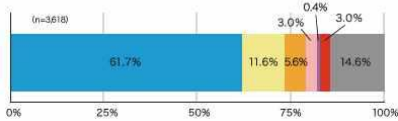
Q 過去1か月の間、仕事中に何回転びそうになりましたか？

A ①わからない ②0回 ③1回 ④2回 ⑤3回 ⑥4回 ⑦5回以上

追加でこれも聞くとよい 仕事中に転びそうになった場面（状況）や場所を具体的に教えてください

<参考データ（神奈川産業保健総合支援センターの実施データより）>

0回 1回 2回 3回 4回 5回以上 わからない



過去1か月間で4人に1人は1回以上転びそうになっています。この中から事故につながるものが発生するため、この割合を減らすことも大切です。

◆ 腰痛のヒヤリハットの状況について

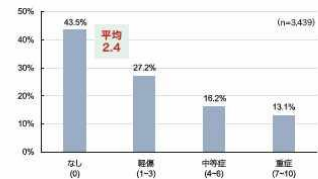
Q 過去1か月の間、腰痛はありましたか？

※図の赤い部分に1日以上は続いた痛みで、肩（あし）の痛みしびれを伴った腰痛は含みますが、生理、妊娠、風邪時の腰痛は除きます。

A 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
全く痛くない 非常に痛い

追加でこれも聞くとよい 仕事中に腰が痛くなった場面（状況）や場所を具体的に教えてください

<参考データ（神奈川産業保健総合支援センターの実施データより）>



腰痛のない人は約44%しかおらず、半数以上がなんらかの腰痛を抱えていました。

◆ その他

性別や年代、部署、勤務年数なども調査し、それらのカテゴリー別の状況を調査して、より有効な対策方法を検討していくことも重要です。

STEP 5 体力測定等の実施

参考：転倒等リスク評価セルフチェック票

健康づくりの第一歩は、自分の体の「現在地」を正しく把握することから始まります。
本ステップでは、日常生活に必要な筋力、バランス感覚、柔軟性などを総合的に評価するため、様々な体力測定を実施します。
身体機能の低下は、20代、30代などの若い頃から始まるとの調査結果もあり、全世代を対象に、年1回以上、継続的に実施しましょう。

◆ 閉眼・開眼片足立ちテスト

バランス能力

目を閉じた状態、もしくは開けた状態で片足立ちになり、その姿勢を何秒間維持できるかを測定します。

目的 転倒予防に欠かせない「静的バランス能力」を評価します。
視覚に頼らない状態（閉眼）でのテストは、足の裏の感覚や三半規管などの平衡感覚の能力を確認するのに役立ちます。

閉眼	1(低い)	2	3	4	5(高い)
～7秒	7.1～17秒	17.1～55秒	55.1～90秒	90.1秒～	
開眼	1(低い)	2	3	4	5(高い)
～15秒	15.1～30秒	30.1～84秒	84.1～120秒	120.1秒～	



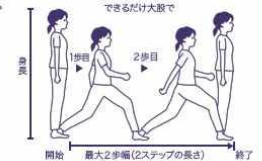
◆ 2ステップテスト

下肢の総合的な体力

スタートラインから、できるだけ大股で2歩歩き、その歩幅（2歩の合計距離）を測定します。

目的 最大2歩幅を身長で割った「2ステップ値」を算出します。
足腰の筋力、バランス能力、柔軟性など、スムーズに歩くために必要な「下肢の総合的な体力」を評価します。

1(低い)	2	3	4	5(高い)
～1.24	1.25～1.38	1.39～1.46	1.47～1.65	1.66～



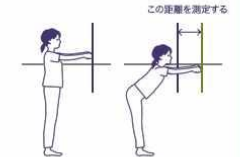
◆ ファンクショナルリーチ

柔軟性

壁に対して横向きに立ち、腕を肩の高さで真っ直ぐ前に伸ばした状態から、足を踏み出さずに両手をどこまで前方に伸ばして戻せるかを測定します。

目的 前屈みになる際の「動的バランス」と「柔軟性」を評価します。
高い場所の物を取る、床の物を拾うといった日常動作の安全性と直結するテストです。

1(低い)	2	3	4	5(高い)
～19cm	20～29cm	30～35cm	36～39cm	40cm～



◆ そのほかにも、骨密度、握力、体組成など多数あり。

全身の健康状態や基礎的な身体機能をより詳細に把握するため、必要に応じて以下の測定も実施すると良いでしょう。

- 骨密度** 骨の強さ（ミネラル量の密度）を測定し、骨粗しょう症のリスクや骨折のしやすさを評価します。
- 握力** 手の力を見るだけでなく、全身の筋力の指標や、将来の健康リスクを予測する目安としても活用されます。
- 体組成** 体重計だけではわからない、筋肉量、脂肪量、内臓脂肪レベル、水分量などを測定し、基礎代謝や身体のバランスを把握します。



体力測定は「他人と比べる」ためではなく、「過去の自分と比較する」ためのものです。
定期的に測定を行うことで、運動の効果を実感し、モチベーションの向上へと繋がっていきましょう。

STEP 6 体力の維持・運動の実施

～転倒対策編～

☑ 転倒対策には、下半身のトレーニングを1日1回以上実施する習慣を作りましょう。

大きく動かし①～④を繰り返す

① 足を肩幅に開く
② お尻を後ろに引きながら腰を下げ、座るように膝を曲げる

① 膝痛がある人は無理に行わないようにしましょう

10回 × 3セット
太もも・お尻

前→後 片足5回
後→前 片足5回
股関節

すねの横
10秒 × 5回

① 右足のかかとを左足のつま先に乗せる
② 右足→前に押し出す
左足→右足の力に負けないようにつま先を起こす

両足で押し合う

ふくらはぎ
10回 × 3セット

① 足は腰幅に開く
② かかとを上げ下げする

バランスに不安がある方は、壁や椅子を支えに実施しましょう

「社内で実施可能な行動災害防止に向けた取り組み」
監修：位高駿夫〔博士（スポーツ健康科学）・健康運動指導士〕
※自分の体調に配慮し、無理をせず実施しましょう。

コピーして社内での利用が可能です

～腰痛対策編～

☑ 腰痛対策には、凝り固まった筋肉を伸ばすようなストレッチをこまめに実施しましょう。

① 足を軽く開き安定させて両手をお尻の上の方に当てる

② 膝は伸ばしたまま骨盤を前に押し出す（手で押し出すイメージ）

① しびれ等があった場合には中止しましょう

10秒 × 3回
脚の付け根

太もも裏
10回 × 3セット

前屈した状態で軽く反動をつける

① 左足のくるぶしを右膝に乗せる

② 背中を丸めないようにして上半身を倒す

20秒 × 3回
お尻の外側

下肢裏（全体）
20秒 × 3回

① 左膝を伸ばしてつま先を上に向ける

② 背中を丸めないようにして上半身を倒す

痛すぎない範囲で実施しましょう。無理をすると逆に筋肉が硬くなってしまいます

「社内で実施可能な行動災害防止に向けた取り組み」
監修：位高駿夫〔博士（スポーツ健康科学）・健康運動指導士〕
※自分の体調に配慮し、無理をせず実施しましょう。

コピーして社内での利用が可能です



「作業従事者」の範囲

- ・作業の内容如何にかかわらず、事業を行う者が行う仕事の作業（危険有害な作業に限らず、現場監督、記録のための写真撮影、荷物の搬入等も含まれる。）に従事する者をいうこと。
- ・「作業従事者」に該当するか否かの判断に当たっては、契約形式等にかかわらず、実際に当該現場において仕事の作業を行っているかどうかを基準として、個別具体的に判断されるものである。

※令和8年3月30日付基発0330第1号から一部抜粋

(参考) 個人事業者等の業務上災害報告制度に係るイメージ図

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1抜粋

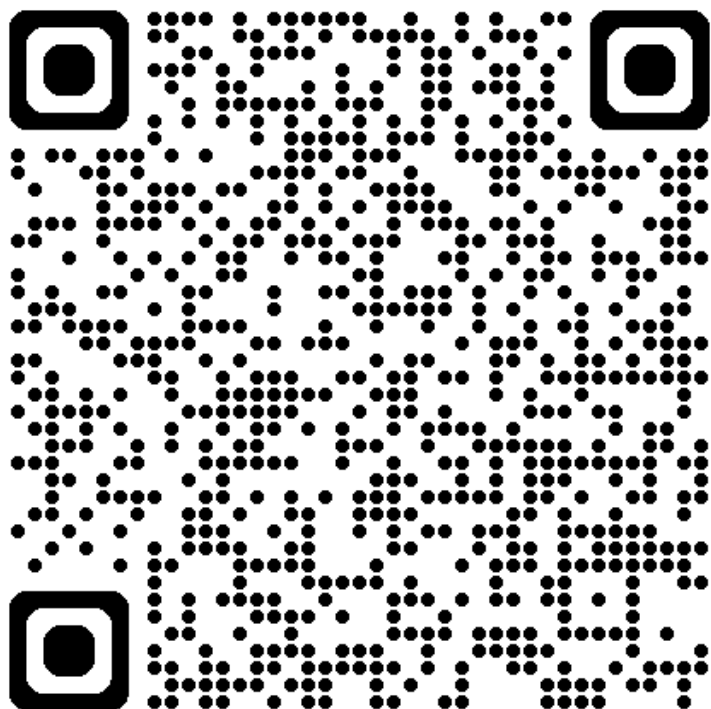
報告義務
(罰則なし)



被災程度	考え方	個人事業者等 (被災者)	特定注文者	災害発生場所 管理事業者	
休業4日以上 の死傷災害	死亡した場合や入院中などにより災害発生 の事実を伝達 することが 困難な場合	○	○		情報提供
		○		○	情報提供
		○			情報提供
	災害発生 の事実を伝達 することが 可能な場合	○	○		情報提供
		○		○	情報提供
		○			報告義務
休業4日未満 等報告義務対 象外の災害	休業4日未満等報告義務対象外の災害は、 個人事業者や個人事業者が加入している団 体等が情報提供可能	○			報告義務

労働基準監督署

※ 災害発生場所において個人事業者等が労働者と同じ場所で就業していた場合に限る。
また、個人事業者等が中小企業経営者や役員の場合は、所属企業が報告主体となる。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

Google カスタム検索

検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

ホーム

>

政策について

>

分野別の政策一覧

>

雇用・労働

>

労働基準

>

安全・衛生

>

個人事業者等の安全衛生対策について

個人事業者等の安全衛生対策について

改正労働安全衛生法説明会

令和7年12月から令和8年2月にかけて、全国13都市で説明会を開催しました。

説明会動画

※YouTubeへ移動します

説明会資料

【3.3MB】

労働安全衛生法等の改正

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が第217回国会で成立し、令和7年5月14日に公布されました（令和7年法律第33号）。

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

労働安全衛生法の改正について - 厚生労働省 | 厚生労働省

個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会

労働安全衛生法は、「職場における労働者の安全と健康を確保する」（同法第1条）ことを一義的な目的としており、これまで労働安全衛生行政は、労使関係の下での労働者の安全衛生の確保を目的として様々な施策を講じてきたことに加え、個人事業者等の安全衛生対策については、これまで関係省庁との連携の下で、デリバリーサービスにおける交通事故防止対策についての周知啓発等の個別分野対策に取り組んできたところです。

政策について

分野別の政策一覧

健康・医療

福祉・介護

雇用・労働

雇用

人材開発

労働基準

雇用環境・均等

非正規雇用（有期・パート・派遣労働）

労使関係

労働政策全般

相談窓口等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03_00004.html

その他の安全衛生に関する事項

熱中症対策
労働者死傷病報告
主要様式

「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方



1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場環境やPPEの着用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ適切な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

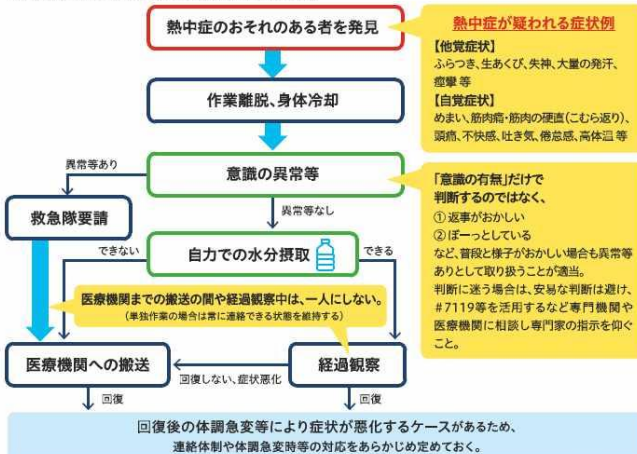
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

職場における熱中症対策の強化について



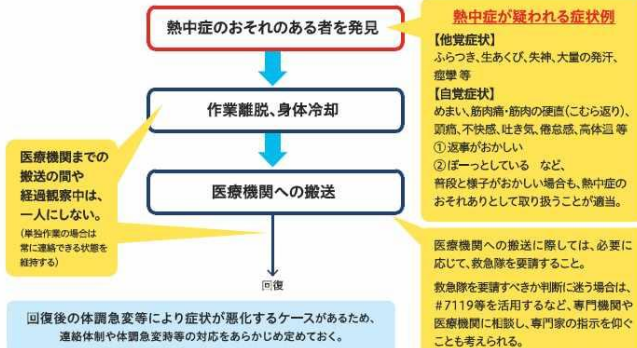
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



対象の作業

・WBGT28度以上

or

・気温31度以上

の環境下で、

・連続1時間以上

or

・1日4時間を超えて

実施することが見込まれる作業

必要な対策

①熱中症の自覚症状や発生を
発見した場合の報告体制の整備・周知

②熱中症の症状悪化を防止する
ための必要な措置の内容と
実施手順の作成・周知

※労働者と同じ作業場所で作業する関係請負人とその労働者、個人事業者等についても周知する必要があります。

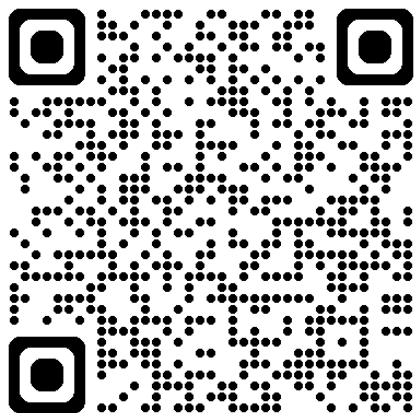
労働者の死傷病報告

◆ 休業4日以上or死亡

- 対象者...労働者
- 報告者...被災者を雇用している事業者
(下請事業者の労働者が被災した場合は、当該下請事業者)
- 報告時期...発生後遅滞なく
- 報告方法...原則電子申請
- 注意事項
工事現場での災害の場合、労働保険番号は元請事業者とする必要がある。

◆ 休業1日以上4日未満

- 対象者...同左
- 報告者...同左
- 報告時期↓
 - 1月～3月に発生→4月末日まで
 - 4月～6月に発生→7月末日まで
 - 7月～9月に発生→10月末日まで
 - 10月～12月に発生→翌年の1月末日まで
- 報告方法...原則電子申請
- 注意事項...同左



<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

HOME | 職場でおこる熱中症 | 暑さ指数について | 報道発表資料 | 講習会 | 事例紹介 | e-learning | リンク集

学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報

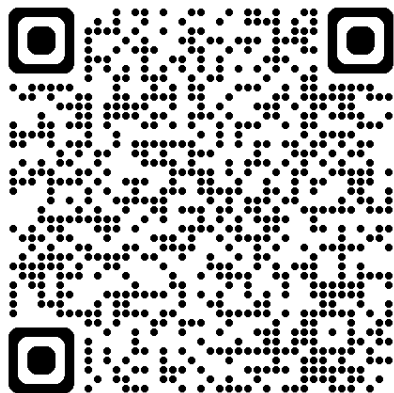
中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け
働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

目次

CLICK

職場における熱中症予防対策の周知事業



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei_00002.html

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本文へ | お問い合わせ窓口 | よくある御質問 | サイトマップ | 国民参加の場

Google カスタム検索

検索

テーマ別に探す | 報道・広報 | 政策について | 厚生労働省について | 統計情報・白書 | 所管の法令等 | 申請・募集・情報公開

ホーム > テーマ別に探す > 雇用・労働 > 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されました(令和7年1月1日施行)

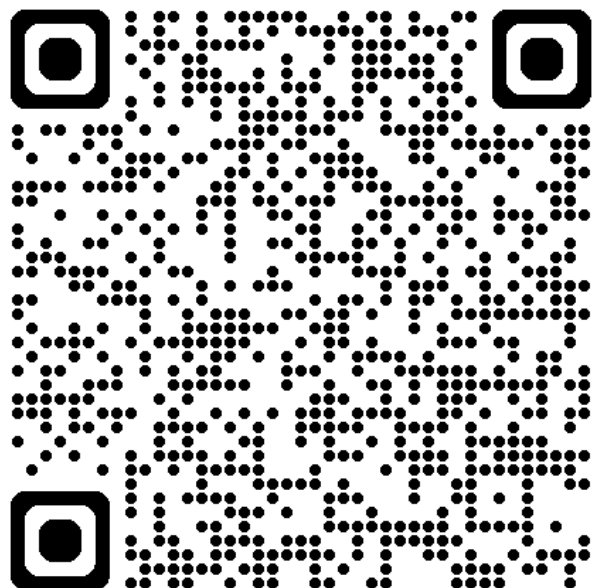
雇用・労働

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されました(令和7年1月1日施行)

電子申請について | 関係資料

テーマ別に探す

- 健康・医療
- 福祉・介護
- 雇用・労働
- 安全



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 主要様式ダウンロードコーナー (安全衛生関係主要様式)

雇用・労働

主要様式ダウンロードコーナー (安全衛生関係主要様式)

▼ 主な手続き ▼ 規則の名称から手続きを探す ▼ 電子申請

▶ 政策について

▼ 分野別の政策一覧

▶ 健康・医療

▶ 福祉・介護

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index.html